

○電球口金製造業；導入線製造業；接点製造業；ジュメット線製造業；永久磁石製造業；太陽電池製造業

## 中分類 28－情報通信機械器具製造業

### 総 説

この中分類には、通信機械器具及び関連機器、電子計算機及び附属装置を製造する事業所が分類される。

民生用電気機械器具を製造する事業所は中分類 27－電気機械器具製造業に、電子部品及びデバイスを製造する事業所は中分類 29－電子部品・デバイス製造業に分類される。

小分類 番 号	細分類 番 号
------------	------------

281 通信機械器具・同関連機械器具製造業

2811 有線通信機械器具製造業

主として電話機、交換機、電信機、搬送装置、有線放送装置及びその他の有線通信機械器具を製造する事業所をいう。

主として通信機械器具の部分品を製造する事業所は中分類 29 [291] に、真空管を製造する事業所は中分類 29 [2911] に、半導体素子を製造する事業所は中分類 29 [2912] に分類される。

○電話機製造業；交換装置製造業；印刷電信機製造業；ファクシミリ製造業；模写電送装置製造業；搬送装置製造業；有線テレビジョン放送装置製造業；有線ラジオ放送装置製造業

×無線通信機製造業 [2812]；通信機械器具部分品製造業 [291]；真空管製造業 [2911]；半導体素子製造業 [2912]

2812 無線通信機械器具製造業

主として無線通信機械器具及び各種無線応用機器を製造する事業所をいう。

主な製品は、ラジオ放送装置、テレビジョン放送装置、固定局通信装置、可搬形通信装置、車両用通信装置、船舶用通信装置、航空用通信装置、携帯用通信装置、救命艇用通信装置、ロラン装置、方向探知機、ビーコン装置、レーダ装置などである。

主としてラジオ受信機及びテレビジョン受信機を製造する事業所は細分類 2813 に、電気音響装置を製造する事業所は細分類 2814 に、通信機械器具の部分品を製造する事業所は中分類 29 [291] に、真空管を製造する事業所は中分類 29 [2911] に、半導体素子を製造する事業所は中分類 29 [2912] にそれぞれ分類される。

○ラジオ送信装置製造業；無線送信機製造業；無線受信機製造業；ロラン装置製造業；レーダー製造業；着陸誘導装置製造業；距離方位測定装置製造業；気象観測装置製造業；遠隔制御装置製造業；無線応用航法装置製造業；放送用テレビカメラ製造業；テレビジョン放送装置製造業  
×ラジオ受信機製造業 [2813]；テレビジョン受信機製造業 [2813]；録音装置製造業 [2814]；拡声装置製造業 [2814]；通信機械器具部分品製造業 [291]；真空管製造業 [2911]；半導体素子製造業 [2912]

2813 ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業

主としてラジオ受信機及びテレビジョン受信機を製造する事業所をいう。

主としてラジオ兼用電気蓄音機を製造する事業所は細分類 2814 に、通信機械器具の部分品を製造する事業所は中分類 29 [291] に、真空管を製造する事業所は中分類 29 [2911] に、半導体素子を製造する事業所は中分類 29 [2912] にそれぞれ分類される。

○ラジオ受信機製造業；テレビジョン受信機製造業

×電気蓄音機製造業（ラジオ兼用を含む）[2814]；通信機械器具部分品製造業 [291]；真空管製造業 [2911]；半導体素子製造業 [2912]

2814 電気音響機械器具製造業

主として録音装置、再生装置、拡声装置及び附属品（完成品）を製造する事業所をいう。

主な製品は、ステレオセット、テープレコーダ、ハイファイ用増幅器、オーディオディスクプレーヤ、拡声装置、スピーカシステム、ピックアップ、マイクロホン、ヘッドホンなどである。

主として録音済みの記録物を製造する事業所は中分類 32 [3296] に、生の磁気テープ、磁気ディスクを製造する事業所は中分類 27 [2793] に分類される。

○録音装置製造業；テープレコーダ製造業；ステレオ製造業；拡声装置製造業；スピーカシステム製造業；マイクロホン製造業；ヘッドホン製造業；補聴器製造業

×電子部品・デバイス製造業 [291]；情報記録物製造業 [3296]；磁気テープ・磁気ディスク製造業 [2793]

2815 交通信号保安装置製造業

主として交通保安の用に供する電気信号保安装置及び機械信号保安装置並びに鉄道軌条の転てつ器、その他の分岐器を製造する事業所をいう。

○電気信号装置製造業；鉄道信号機製造業；自動転てつ器製造業；分岐器製造業

2819 その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業

主として音響信号装置、警報装置などのような他に分類されない電気通信装置を製造する事業所をいう。

○火災警報装置製造業；盗難警報装置製造業；発光信号装置製造業；通報信号装置製造業

×電気信号装置製造業〔2815〕；鉄道信号機製造業〔2815〕；自動転てつ器製造業〔2815〕；印刷回路板製造業〔2918〕

282 電子計算機・同附属装置製造業

2821 電子計算機製造業（パーソナルコンピュータ製造業を除く）

主としてデジタル形電子計算機（プログラム内蔵方式であって、プログラム言語を使用するものに限る）を製造する事業所をいう。

○デジタル形電子計算機製造業；ハイブリッド形電子計算機製造業；電子会計機製造業；半導体設計用装置製造業

×電子式卓上計算機製造業〔2681〕；分類機、検孔機などのカード式関係機器製造業〔2681〕

2822 パーソナルコンピュータ製造業

主として以下の電子計算機を製造する事業所をいう。

①事務用、科学技術用、計測制御用、教育用及び趣味的等多目的に使用される小型の電子計算機。

②主記憶装置にプログラムを任意に設定できる小形の電子計算機。

○パーソナルコンピュータ製造業

2823 記憶装置製造業

主として中央処理装置（C P U）がデータを書き込んだり、読み出すことが可能な記憶装置を製造する事業所をいう。

○記憶装置製造業

2824 印刷装置製造業

主としてラインプリンタ、ページプリンタ等の印刷装置を製造する事業所をいう。

○プロッタ（作図装置）製造業

2829 その他の附属装置製造業

主として表示装置（C R Tディスプレイ， 液晶ディスプレイなど）， スキャナー， 端末装置， その他の入力装置などの附属装置を製造する事業所をいう。

## 中分類 29—電子部品・デバイス製造業

### 総 説

この中分類には、主として電気機械器具、情報通信機械器具などに用いられる電子部品及びデバイスを製造する事業所が分類される。

民生用電気機械器具を製造する事業所は中分類 27—電気機械器具製造業に、電子計算機・同附属装置、通信機械器具・同関連機械器具を製造する事業所は中分類 28—情報通信機械器具製造業に分類される。

小分類 細分類  
番号 番号

#### 291 電子部品・デバイス製造業

##### 2911 電子管製造業

主として光源用以外の電子管を製造する事業所をいう。

主として水銀放電灯などの光源用の電子管を製造する事業所は中分類 27 [2731] に分類される。

主な製品は、受信用真空管、送信用真空管、放電管、ブラウン管、X線管、水銀整流管などである。

○真空管製造業（通信用のもの）；X線管製造業；水銀整流管製造業；光電管製造業；パラスト管製造業

×水銀放電灯製造業 [2731]；トランジスタ製造業 [2912]

##### 2912 半導体素子製造業

主として半導体素子を製造する事業所をいう。

主な製品は、ダイオード、トランジスタ、サーミスタなどである。

○ダイオード製造業；トランジスタ製造業

##### 2913 集積回路製造業

主として半導体集積回路、薄膜集積回路及び混成集積回路の製造並びに組立てを行う事業所をいう。

主として集積回路に抵抗器、コンデンサ、半導体素子などの個別部品を附加したもの及び超小形構造（1立方cmの中に、3個以上の素子実装密度を有するもの）の電子部品を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、主として複合部品（回路の標準化に適合させるため、従来の抵抗器、コンデンサなどの個別部品を一体化したもの）を製造する事業

所は細分類 2914 に分類される。

○半導体集積回路製造業；薄膜集積回路製造業；混成集積回路製造業；超小形構造製造業

×複合部品製造業 [2914]

2914 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業

主として抵抗器、コンデンサ、変成器及び複合部品（回路の標準化に適合させるため、従来の抵抗器、コンデンサなどの個別部品を一体化したもの）を製造する事業所をいう。

○抵抗器製造業（電力用を除く）；コンデンサ製造業（電力用を除く）；変成器製造業（細分類 2712 のものを除く）；複合部品製造業；電子機器用小型電源変圧器製造業；電子機器用蓄電器製造業

×電力用抵抗器製造業 [2713]；電力用蓄電器製造業 [2719]；変圧器製造業（送配電用、機器用、シグナル用）[2712]；ネオン変圧器製造業 [2712]；計器用変圧器製造業 [2712]

2915 音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業

主としてスピーカ、マイクロホン、ヘッドホンなどの部品、磁気ヘッド及び、小形モータ（入力電力 3 ワット未満のもの）を製造する事業所をいう。

ただし、電気音響機械及び附属品（完成品）を製造する事業所は中分類 28 [2814] に分類される。

○スピーカ部品製造業；マイクロホン部品製造業；イヤホン部品製造業；ヘッドホン部品製造業；磁気ヘッド製造業；小形モータ製造業（入力電力 3 ワット未満）

×スピーカシステム製造業 [2814]；モータ製造業（3 ワット以上のもの）[2711]

2916 コネクタ・スイッチ・リレー製造業

主としてコネクタ、スイッチ及びリレーを製造する事業所をいう。

○コネクタ製造業（配線器具を除く）；スイッチ製造業（配線器具及び電力用開閉器を除く）；リレー製造業（繼電器及び遮断器を除く）

×配線用接続器製造業 [2714]；配電用小形開閉器製造業 [2714]；電力用開閉器製造業 [2713]；繼電器製造業（電力用）[2713]；遮断器製造業 [2713]

2917 スイッチング電源・高周波組立部品・コントロールユニット製造業

主としてスイッチング電源、高周波組立部品（受信用チューナ、受信用アンテナなど）及びコントロールユニットを製造する事業所をいう。

○スイッチング電源製造業；放送（通信）受信チューナ製造業；分配・分歧・混合・分波・整合器製造業；ブースタユニット製造業；コンバータユニット製造業；エアコンユニット製造業；選局ユニット製造業；タイマユニット製造業；モジュレータユニット製造業

2918 プリント回路製造業

主として電気機器又は情報通信機器に用いられるプリント回路（プリント回路とは、プリント配線と搭載部品などから構成される回路）を製造する事業所をいう。

主な製品は、プリント配線板（配線済みのもの）及びプリント回路板である。

ただし、電気機器の完成品を組立又は製造する事業所は中分類 27 [271 ~ 275] に、情報通信機器の完成品を組立又は製造する事業所は中分類 28 [281, 282] のそれぞれに分類される。

○片面・両面・多層プリント配線板製造業；フレキシブルプリント配線板製造業；フレクスリジッドプリント配線板製造業；片面・両面・多層プリント回路板製造業；フレキシブルプリント回路板製造業；フレクスリジッドプリント回路板製造業；印刷回路板製造業

×プラスチック製プリント配線基盤（配線前のもの）[1932]

2919 その他の電子部品製造業

主として整流器（電力用を除く）、磁性材部分品（粉末や金によるもの）など他に分類されない電子部品を製造する事業所をいう。

○整流器製造業（電力用を除く）；ダイヤル製造業；プラグ・ジャック製造業（電力用を除く）；磁性材部分品製造業（粉末や金によるもの）；雑音防止器製造業；テレビ画面安定器製造業；共振子・発振子製造業；フィルタ製造業；ソケット製造業（電球用を除く）；電子部品組立製造業；センサ製造業；液晶素子製造業

×永久磁石製造業（粉末や金によらないもの）[2799]

## 中分類30－輸送用機械器具製造業

### 総 説

この中分類には、輸送用機械器具を製造する事業所が分類される。

主な製品は、自動車、船舶、航空機、鉄道車両及びその他の輸送機械器具（自転車、牛馬車など）である。

小分類 細分類  
番号 番号

301 自動車・同附属品製造業

3011 自動車製造業（二輪自動車を含む）

主として各種自動車（二輪自動車を含む）の完成品及び自動車シャシーの製造並びに組立てを行う事業所をいう。

ただし、主として自動車車体の製造並びに車体のシャシー組付けを行う事業所は細分類 3012 に、主として自動車の部分品を製造する事業所は細分類 3013 に、主として構内運搬車両を製造する事業所は小分類 305 に、トラクタを製造する事業所は中分類 26 [2621 又は 2631] に分類される。  
○自動車製造業（二輪自動車を製造するものを含む）；バス完成車製造業（主として車体架装を行うものを除く）；電気自動車製造業；ダンプトラック製造業；自動車シャシー製造業；モータスクーター製造業；消防自動車製造業；自動車製造組立業  
×自動車車体製造業 [3012]；自動車部分品製造業 [3013]；農業用トラクタ製造業 [2621]；建設用トラクタ製造業 [2631]；フォークリフトトラック製造業[3051]；自動車再生業 [8619]

3012 自動車車体・附随車製造業

主として乗用車、トラック、バスの車体の製造並びに車体のシャシー組付けを行う事業所及びトレーラを製造する事業所をいう。

主として自動車の完成品及び自動車シャシーを製造する事業所は細分類 3011 に、また、乗用車、トラック、バス用の鍛造品及びプレス加工車体附属品、部分品を製造する事業所は金属の種類によって中分類 25 [2551 又は 2552] に分類される。

○自動車車体製造業；ボデー製造業（自動車用）；トレーラ製造業；消防自動車製造業（主として自動車シャシーに架装を行うもの）

×自動車車体打抜加工部分品・附属品製造業 [255]；自動車用プレス加工金属製品製造業 [255]

### 3013 自動車部分品・附属品製造業

主として自動車部分品及び附属品を製造するが、自動車完成品を製造しない事業所をいう。

主な製品は、自動車エンジン並びにその部分品、ブレーキとその部分品、クラッチ車軸、ラジエータ、デファレンシャルギヤ、トランスミッション、車輪、窓ふき、オイルフィルタ、オイルストレーナ、方向指示器のような他に分類されない部分品、附属品類である。

主として自動車完成品の製造や組立てを行う事業所は細分類 3011 に、タイヤ、チューブを製造する事業所は中分類 20 [2011] に、自動車用ガラスを製造する事業所は中分類 22 [2212] に、自動車用金物を製造する事業所は中分類 25 [2529] に、自動車用スタンプ加工品を製造する事業所は中分類 25 [255] に、ヘッドライトを製造する事業所は中分類 27 [2732] に、点火装置を製造する事業所は中分類 27 [2716] に、蓄電池を製造する事業所は中分類 27 [2791] にそれぞれ分類される。

○自動車エンジン・同部分品製造業；二輪自動車用内燃機関製造業；ブレーキ・同部分品製造業（自動車用）；クラッチ製造業（自動車用）；車軸製造業（自動車用）；ラジエータ製造業（自動車用）；変速機製造業（自動車用）；デファレンシャルギヤ製造業（自動車用）；トランスミッション製造業（自動車用）；車輪製造業（自動車用）；窓ふき製造業（自動車用）；オイルフィルタ製造業（自動車用）；オイルストレーナ製造業（自動車用）；方向指示器製造業（自動車用）；二輪自動車部分品製造業；自動車バルブ製造業；カーカーラー製造業；カーヒーター製造業；ワイヤー製造業；クラクション製造業；カーライター製造業；ステアリング（自動車用）製造業；自動車内燃機関製造業；原動機付自転車内燃機関製造業

×自動車製造組立業 [3011]；タイヤ・チューブ製造業 [2011]；自動車用ガラス製造業 [2212]；自動車用金物製造業 [2529]；アッパータンク製造業 [2543]；自動車用スタンプ加工品製造業 [255]；ヘッドライト製造業 [2732]；蓄電池製造業 [2791]；自動車用代燃装置製造業 [2679]

### 302 鉄道車両・同部分品製造業

#### 3021 鉄道車両製造業

主として鉄道事業の用に供する機関車、電車、気動車、客車及び貨車並びに特殊鉄道の用に供する車両の製造、修理又は改造を行う事業所をいう。

ただし、鉄道車両の修理、改造を行う事業所であって鉄道業の自家用のものは大分類 I-運輸業 [42] に分類される。

○機関車製造業；客車製造業；電車製造業；気動車製造業；貨車製造業；特殊車両製

造業

×動力付運搬車製造業 [3059] ; フォークリフトトラック製造業 [3051]

3022 鉄道車両用部分品製造業

主として鉄道車両用の部分品を製造する事業所をいう。

主な製品は、鉄道車両用ブレーキ装置、ジャンパ連結器、戸閉装置などである。

○ブレーキ装置製造業；ジャンパ連結器製造業；戸閉装置製造業

303 船舶製造・修理業、船用機関製造業

3031 船舶製造・修理業

主として船舶の製造・修理設備として造船台、ドック若しくは引揚船台を有し、船舶を製造又は修理する事業所をいう。

ただし、主として船体ブロック若しくは船舶用の部分品（甲板機械、アンカーチェーン、プロペラ、ぎ装品など）のみを製造・修理する事業所又は下請けとして塗装、船台、建具、配線などを行う事業所は本分類に含まれない。

また、舟艇を製造又は修理する事業所は細分類 3033 に分類される。

○鋼船製造・修理業；木造船製造・修理業；木製漁船製造・修理業

×船舶部分品製造業 [部分品の種類によりそれぞれの箇所に分類される]；船体塗装業 [0771]；船内配線業 [0812]；舟艇製造・修理業 [3033]；船用機関製造業 [3034]；船用機関修理業 [8711]

3032 船体ブロック製造業

主として鋼船の船体ブロックを製造する事業所をいう。

○船体ブロック製造業

3033 舟艇製造・修理業

主として舟艇を製造又は修理する事業所をいう。

○舟艇製造業；ヨット製造・修理業；ボート製造・修理業；強化プラスチック製舟艇製造業

3034 船用機関製造業

主として船用の蒸気機関、蒸気タービン、内燃機関を製造する事業所をいう。

○船用機関製造業；船用内燃機関製造業

×船用機関修理業 [8711]

304 航空機・同附属品製造業

3041 航空機製造業

主として飛行機、滑空機、飛行船及び気球のような航空機の製造若しくは組立てを行う事業所をいう。

また、航空機部分品及び補助装置を併せて製造する事業所も本分類に含まれる。

主として原動機、プロペラ及びその他の航空機部分品及び補助装置を製造するが、航空機の製造若しくは組立てを行わない事業所は細分類3042又は3049に分類される。

なお、オーバーホールを行う事業所も本分類に含まれる。

○飛行機製造業；滑空機製造業；飛行船製造業；気球製造業

×航空原動機・同部分品製造業 [3042]；航空機プロペラ・同部分品製造業 [3049]；宣伝用気球（アドバルーン）製造業 [3292]；気象観測用バルーン製造業 [3099]；航空機整備業 [8711]

3042 航空機用原動機製造業

主として航空原動機及びその部分品を製造するが、完成航空機の製造若しくは組立てを行わない事業所をいう。

主な製品は、ピストンエンジン及びジェットエンジン空気取入口、ターボスуперチャージャ、潤滑装置、冷却装置、排気装置、始動機（電気式でないもの）及び航空原動機用ポンプである。

なお、オーバーホールを行う事業所も本分類に含まれる。

○航空機ピストンエンジン製造業；航空原動機用ポンプ製造業；航空機用内燃機関製造業

×電気式始動機製造業 [2716]

3049 その他の航空機部分品・補助装置製造業

主として他に分類されない航空機部分品及び補助装置を製造するが、完成航空機の組立てを行わない事業所をいう。

主な製品は、プロペラ、胴体、主翼、フラップ、空気制動板、昇降だ、安定板、方向だ、及びその他の尾部組立部品、着陸及び揚陸用装置を含む降着装置、フロート、着陸用そり、補助装置としては防水装置、爆弾架、砲塔及び砲塔回転装置、パラシュート、標的、リンクトレーナ及び他に分類されない特に航空機のために用いられる補助装置である。

主として航空原動機及び部分品を製造する事業所は細分類 3042 に、航空計器を製造する事業所は中分類 31 [311] に、航空機用電装品を製造する事業所は中分類 27 [2716] に分類される。

○主翼製造業；プロペラ製造業；胴体製造業；尾部製造業；降着装置製造業；パラシュート製造業；航空機用バルブ製造業

×航空計器製造業（圧力計、流量計、液面計、速さ計など）[3114, 3119]；航空機用電装品製造業 [2716]

305 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業

3051 フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業

主としてフォークリフトトラック及び同部分品、附属品を製造する事業所をいう。

○フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業

×動力付運搬車製造業 [3059]；構内トレーラ製造業 [3059]；構内運搬車製造業 [3059]；ショベルトラック製造業（建設用を除く）[3059]；ハンドトラック製造業 [3059]；荷車製造業 [3099]

3059 その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業

主として他に分類されない構内を走行する運搬車両及び同部分品、附属品を製造する事業所をいう。

○動力付運搬車製造業；構内トレーラ製造業；構内運搬車製造業；ショベルトラック製造業（建設用を除く）；ハンドトラック製造業

×建設用ショベルトラック製造業[2631]；荷車製造業 [3099]

309 その他の輸送用機械器具製造業

3091 自転車・同部分品製造業

主として自転車及びその部分品を製造する事業所をいう。

購入部品から自転車を組立てる事業所も本分類に含まれる。

ただし、主として玉軸受を製造する事業所は中分類 26 [2694] に、児童乗物を製造する事業所は中分類 32 [3233] に分類される。

○自転車製造組立業；車いす製造組立業；自転車部分品製造業（玉軸受を除く）；自転車フレーム製造業；空気入ポンプ製造業；自転車用バルブ製造業

×児童乗物製造業 [3233]；玉軸受製造業 [2694]；自転車サドル革製造業 [2121]；リヤカー製造業 [3099]

3099 他に分類されない輸送用機械器具製造業

主として畜力による乗物（荷牛馬車、馬車、そり、小形そり）及びその部分品、人力車、リヤカーのような他に分類されない輸送車両及び部分品を製造する事業所をいう。

ロケット、気象観測用バルーンのような飛しょう（翔）体・同部分品・附属品及び補助装置などを製造する事業所も本分類に含まれる。

主として搭載用誘導装置、制御装置及び計測器類を製造する事業所は中分類 27 [2752] に、地上誘導装置及び制御装置を製造する事業所は中分類 28 [2812] に分類される。

○荷牛馬車製造業；人力車製造業；荷車製造業；そり製造業；畜力車部分品製造業；人力車部分品製造業；リヤカー製造業；ロケット製造業（武器用を除く）；ブースターメーカー；人工衛星製造業；宇宙船製造業；気象観測用バルーン製造業；キャスター製造業

×遠隔制御装置製造業 [2812]；ロケット弾体製造業 [3281]；児童乗物製造業 [3233]；宣伝用気球（アドバルーン）製造業 [3292]；競技用そり製造業 [3234]

## 中分類3 1-精密機械器具製造業

### 総 説

この中分類には、主として計量器、測定器、分析機器及び試験機、測量機械器具、医療機械器具及び医療用品、理化学機械、光学機械器具及びレンズ、眼鏡、時計などを製造する事業所が分類される。

主として電気計測器、電子測定装置を製造する事業所は中分類 27-電気機械器具製造業 [それぞれ 275 及び 2749] に、理化学用のガラス器具及び陶磁器を製造する事業所は中分類 22-窯業・土石製品製造業 [それぞれ 221 及び 224] に分類される。

小分類 細分類  
番号 番号

#### 311 計量器・測定器・分析機器・試験機製造業

##### 3111 一般長さ計製造業

主として直尺、曲り尺、巻尺、畳尺などの長さ計を製造する事業所をいう。

主としてマイクロメーター、のぎす、ダイヤルゲージなどの工業用長さ計を製造する事業所は細分類 3115 に分類される。

○直尺製造業；曲尺製造業；巻尺製造業；畳尺製造業；物差製造業

×工業用長さ計製造業 [3115]

##### 3112 体積計製造業

主としてます、化学用体積計、積算体積計などの体積計を製造する事業所をいう。

○ます製造業；メスフラスコ製造業；ピベット製造業；血沈計製造業；ガスマータ製造業；水量メータ製造業；オイルメータ（積算式ガソリン量器を含む）製造業

##### 3113 はかり製造業

主として手動はかり、指示はかり、自動はかりなどを製造する事業所をいう。

○天びん製造業；棒はかり製造業；振子式指示はかり製造業；ばねはかり製造業；懸垂自動はかり製造業；皿自動はかり製造業；台自動はかり製造業；分銅製造業

##### 3114 圧力計・流量計・液面計等製造業

主として圧力計、流量計、液面計、金属温度計などを製造する事業所

をいう。

○アネロイド形指示圧力計製造業；航空用指示圧力計製造業（高度計，燃圧計など）；  
血圧計製造業；差圧流量計製造業；面積式流量計製造業；容積式流量計製造業；液面  
計製造業；膨張式温度計製造業；バイメタル式温度計製造業；電子血圧計製造業；金  
属温度計製造業

×工業計器製造業 [2752]

#### 3115 精密測定器製造業

主として寸法（形状寸法を含む）を精密に測定するための機器又は裝  
置を製造する事業所をいう。

主な製品は、工業用長さ計、長さ測定器、角度測定器、ねじの測定器、  
歯車の測定器、投影機などである。

○のぎす製造業；ダイヤルゲージ製造業；マイクロメータ製造業；面測定機器製造業；  
自動精密測定製造業；工業用長さ計製造業

×放射線応用計測器製造業 [2749]；電気計測器製造業（別掲を除く）[2751]

#### 3116 分析機器製造業

主として電気化学分析、光分析、クロマト分析、蒸留分離分析、電磁  
気分析、熱分析などの機器分析に用いる機器又は装置を製造する事業所  
をいう。

○電気化学分析装置製造業；光分析装置製造業；電磁分析装置製造業；クロマト装置  
製造業；蒸留・分離装置製造業；熱分析装置製造業；ガス分析機器装置製造業

#### 3117 試験機製造業

主として材料の変形、硬さ、抗張力、圧縮、よ（撓）れ、弹性疲労な  
どの試験機を製造する事業所をいう。

○金属材料試験機製造業；繊維材料試験機製造業；ゴム試験機製造業；プラスチック  
試験機製造業；木材試験機製造業；木炭材料試験機製造業；動つり合試験機製造業；  
制動試験機製造業；振動試験機製造業；動力試験機製造業

#### 3119 その他の計量器・測定器・分析機器・試験機製造業

主として体温計（電子体温計を含む）、寒暖計、水銀温度計、回転計、  
速さ計、光度計、光束計、照度計、屈折度計、熱量計、粘度計、騒音計  
などの他に分類されない計量器、測定器、分析機器、試験機を製造する  
事業所をいう。

○体温計製造業；寒暖計製造業；水銀温度計製造業；電子体温計製造業；回転計製造

業；速さ計製造業；光度計製造業；照度計製造業；粘度計製造業；騒音計製造業；密度計製造業

×金属温度計製造業 [3114]；工業計器製造業 [2752]

312 **測量機械器具製造業**

3121 **測量機械器具製造業**

主として陸地、航海及び航空用の測量機械器具を製造する事業所をいう。

主として無線応用航法装置を製造する事業所は中分類 28 [2812] に分類される。

○測角測量機製造業；水準測量機製造業；写真測量機製造業；磁気コンパス製造業

×無線応用航法装置製造業 [2812]；気象測器検定試験センター [8111]

313 **医療用機械器具・医療用品製造業**

3131 **医療用機械器具製造業**

主として外科用、内科用、眼科用、耳鼻いんこう科用、その他の医療用機械器具を製造する事業所をいう。

主として医療用電子応用装置を製造する事業所は中分類 27 [2743] に、医療用計測器を製造する事業所は中分類 27 [2753] に分類される。

○医科用鋼製器具製造業；医科用内視鏡製造業；手術用機械器具製造業；血液体外循環機器製造業（人工腎臓装置、透析器、人工心肺装置）；人工呼吸器製造業；麻醉器具製造業；注射器具製造業；整形用機械器具製造業；消毒滅菌器製造業；医療用針製造業；手術台製造業；光線治療器製造業（レーザ応用治療装置製造業を除く）；医療用刃物製造業

×医療用電子応用装置製造業 [2743]；医療用X線装置製造業 [2741]；医療用計測器製造業 [2753]；診断用機械器具製造業 [2753]；視覚機能検査機器製造業 [2753]；体温計製造業 [3119]；血圧計製造業 [3114]；補聴器製造業 [2814]

3132 **歯科用機械器具製造業**

主として歯科診療施設用及び歯科技工所用の医療機械器具を製造する事業所をいう。

○歯科用治療台製造業；歯科用ユニット製造業；歯科用鋼製小物製造業；歯科用バー製造業；歯科技工所用器具製造業；歯科用エンジン製造業

×歯科用X線装置製造業 [2741]

- 3133 動物用医療機械器具製造業  
主として動物用の医療機械器具を製造する事業所をいう。  
○家畜人工授精器具製造業；動物専用標識器具製造業；動物専用保定器具製造業
- 3134 医療用品製造業  
主として手術用品、外科用品、整形外科用品、放射線関連用品、眼科用品、耳鼻いんこう科用品、避妊用具などを製造する事業所をいう。  
○医療用縫合糸製造業；人工血管製造業；人工心臓弁製造業；義肢・義足製造業；検眼用品製造業；医療用接着剤製造業  
×紙製衛生材料製造業〔1593〕；紙製生理用品製造業〔1599〕；紙おむつ製造業〔1599〕；  
コンドーム製造業〔2092〕；医療・衛生用ゴム製品製造業〔2092〕；医療用石こう製造業〔2296〕；医療用X線フィルム製造業〔1795〕；眼鏡製造業〔3161〕
- 3135 歯科材料製造業  
主として歯科材料を製造する事業所をいう。  
○歯科用合金製造業；歯冠材料製造業；義歯床材料製造業；歯科用接着充てん材料製造業；歯科用印象材料及びワックス製造業；歯科用研削研磨材料製造業  
×歯科用バー製造業〔3132〕；歯科技工所〔7361〕
- 314 理化学機械器具製造業
- 3141 理化学機械器具製造業  
主として他に分類されない科学研究用及び教育用機械器具などを製造する事業所をいう。  
主として医療用、歯科医療用機械器具を製造する事業所は小分類313〔3131又は3132〕に、計量器、測定器、分析器、試験機を製造する事業所は小分類311に、電気計測器を製造する事業所は中分類27〔2751〕に、電子応用測定装置を製造する事業所は中分類27〔2749〕に分類される  
○研究用化学機械器具製造業；教育用理化学機械器具製造業  
×顎微鏡製造業〔3151〕；望遠鏡製造業〔3151〕；電子顎微鏡製造業〔2749〕；計量器・測定器製造業〔311〕；試験機製造業〔3117〕；電気計測器製造業（別掲を除く）〔2751〕；  
気象観測装置製造業〔2812〕；理化学用ガラス器具製造業〔2215〕
- 315 光学機械器具・レンズ製造業
- 3151 顎微鏡・望遠鏡等製造業  
主として顎微鏡、望遠鏡、双眼鏡、オペラグラスなどを製造する事業所をいう。

主として眼鏡を製造する事業所は小分類 316 [3161] に、電子顕微鏡を製造する事業所は中分類 27 [2749] に分類される。

○顕微鏡製造業；望遠鏡製造業；双眼鏡製造業；拡大鏡製造業；オペラグラス製造業

×眼鏡製造業 [3161]；電子顕微鏡製造業 [2749]

#### 3152 写真機・同附属品製造業

主として写真機及び附属品を製造する事業所をいう。

主な製品は、写真機、引伸機、複写機、フィルタ、三脚、乾板入れ、マガジン、セルフタイマ、現像用タンクなどである。

○写真機製造業；写真複写機製造業；引伸機製造業；マガジン製造業；現像タンク製造業；三脚製造業（写真機用）；露出計製造業

×印画紙用原紙製造業 [1521]；写真用化学薬品製造業 [1795]；写真用ガラス製品製造業 [221]；レンズ製造業（光学用）[3154]；写真フィルム・乾板製造業 [1795]

#### 3153 映画用機械・同附属品製造業

主として映画用機械及び附属品を製造する事業所をいう。

主な製品は、映画撮影機、映写機、幻灯機、現像機械、映画スクリーンなどである。

○映画撮影機製造業；映写機製造業；幻灯機製造業；映画現像機械製造業；映写幕製造業

×映画用フィルム製造業 [1795]；スライド（幻灯機用）製造業 [3299]

#### 3154 光学機械用レンズ・プリズム製造業

主として光学機械用レンズ及びプリズムの製造加工を行う事業所をいう。

○光学レンズ製造業；写真機用レンズ製造業；プリズム製造業

×眼鏡レンズ製造業 [3161]

#### 316 眼鏡製造業（枠を含む）

##### 3161 眼鏡製造業（枠を含む）

主として眼鏡レンズの研磨を行う事業所及び眼鏡枠又は完成した眼鏡を製造する事業所をいう。

個人の注文により眼鏡を調整する事業所は大分類 J－卸売・小売業 [6071] に分類される。

○眼鏡レンズ製造業（個人の注文によるものを除く）；眼鏡枠製造業；眼鏡製造業；サングラス製造業

×眼鏡店（個人の注文により調整するもの）[6071]

317 時計・同部分品製造業

3171 時計・同部分品製造業（時計側を除く）

主として電気時計を含む時計、時刻指示装置及び時計部分品を製造する事業所をいう。

主として購入した機械と時計側から完成時計を製造する事業所も本分類に含まれる。

主として時計側を製造する事業所は細分類 3172 に、時計ガラスを製造する事業所は中分類 22 [2219] に、プラスチック製時計ガラスを製造する事業所は中分類 19 [1997] に分類される。

○時計製造業；電気時計製造業；時計部分品製造業（文字板、ぜんまい、歯車、ねじなど）

×時計側製造業 [3172]；時計ガラス製造業 [2219]

3172 時計側製造業

主として材料のいかんを問わず、時計側を製造する事業所をいう。

○時計側製造業